

軽自動車税の各種手続き・税率のお知らせ

◎軽自動車やバイクの廃車・譲渡・住所変更などの手続きは4月1日までに済ませましょう

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

■ 次の場合には届け出が必要です

- ・ 譲渡、転売、盗難などにより現在所有していない場合
- ・ 他市町村へ転出または他市町村から転入された場合
- ・ 所有者がすでに死亡している場合

※軽自動車税は月割税制度ではありませんので、年度途中で廃車した場合でも、すでに納められた税金をお返しすることはありません。

【手続き先・お問い合わせ先】

手続きの詳細については、各種手続き先までお問い合わせください。

車種	手続き先・お問い合わせ先
原動機付自転車 小型特殊自動車	小松島市税務課諸税担当 ☎ 32・3845
二輪の小型自動車	四国運輸局徳島運輸支局 ☎ 050・5540・2074
二輪の軽自動車 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 ☎ 088・641・2010

◎軽自動車税率（平成30年度分）のお知らせ

車種区分			税率		重課税率	
			平成27年3月31日以前の登録車両	平成27年4月1日以降の登録車両		
軽自動車	三輪		3,700円	3,900円	4,600円	
	四輪	乗用	営業用	6,600円	6,900円	8,200円
			自家用	8,600円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,600円	3,800円	4,500円
			自家用	4,800円	5,000円	6,000円

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合は、平成30年度に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

車種区分		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊	農耕用作業車	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（250cc以下）		3,600円
小型二輪（250cc超）		6,000円

◎軽自動車税減免制度のお知らせ

身体などに障がいをもつ人が所有する軽自動車などで、本人または家族などの運転で、専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。（障がいの等級などにより非該当の場合もあります。）

本減免制度は、障がい者一人に対して1台に限り適用され、普通自動車で減免を受けている場合は該当しません。なお、減免対象車乗り換えた場合などは、再度申請してください。

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当（市役所1階）

☎ 32・3845 / FAX 33・3401 / Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp